



令和6年(2024年)
10/1
No.1941

SETAGAYA 区のおしらせ

せたがや

発行/世田谷区 編集/広報広聴課
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
区役所 ☎5432-1111(代) ☎5432-3001(広報広聴課)

区のホームページ
▶ <https://www.city.setagaya.lg.jp/>



世田谷区地域防災計画の修正 について 区民の皆さんのご意見・ご提案をお寄せください

区では、防災の基本となる計画「世田谷区地域防災計画」を修正し、その素案をまとめました。皆さんのご意見・ご提案をお寄せください。

問 災害対策課 ☎5432-2262 ☎5432-3014



「世田谷区地域防災計画」とは

「世田谷区地域防災計画」は、昭和39年に策定して以来、国や都等の関係計画・法令等、震災・風水害等の教訓を踏まえ、適時修正をしてきました。

近年、災害対策関連法令の改正や新規制定、国や都等の上位計画の修正、そして全国で多発している水害や土砂災害、雪害の発生及び新たな教訓等、災害対策を取り巻く社会情勢は変化しています。

このような状況を踏まえ、より現実的で実効性の高い計画となるよう、区民の皆さんや関係機関のご意見・ご提案をいただきながら、修正に取り組んでいきます。

新庁舎での世田谷区災害対策本部運営訓練の様子(令和6年7月24日)

計画の概要

裏面の「修正の重点検討項目」に関する部分は下線で表記しています。

震災編

- 区民と地域の防災力向上 ● 安全な都市づくりの実現
- 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
- 応急対応力、広域連携体制の強化 ● 情報通信の確保
- 医療救護等対策 ● 帰宅困難者対策 ● 避難者対策
- 物流・備蓄・輸送対策の推進 ● 放射性物質対策
- 区民の生活の早期再建

風水害編

- 水害予防対策 ● 都市施設対策 ● 防災運動の推進 ● 初動態勢
- 情報の収集・伝達 ● 水防対策 ● 警備・交通規制
- 災害時のトイレ対策の推進、ごみ処理、災害廃棄物処理
- ライフライン施設の応急・復旧対策
- 公共施設等の応急・復旧対策
- 応急生活対策 ● 雪害予防対策 ● 雪害応急対策

郵送提出用 宛名用紙

1 5 4 - 8 7 6 6 183

料金受取人払郵便
世田谷局承認

4183

差出有効期間
2024年
10月23日まで
(切手不要)

【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

住所/世田谷区 丁目 番 号
差出人 氏名/

本年は、元日の令和6年能登半島地震から始まり、豪雨台風災害など様々な自然災害の猛威にさらされてきました。この夏は「温暖化」というより、グテーレス国連事務総長の「地球沸騰」という言葉がぴったりくるような異常な暑さに見舞われました。

都は令和4年に新たな「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、令和5年には「東京都地域防災計画(震災編)」を修正しました。これを受け、区では世田谷区防災会議において「在宅避難の推進」「避難行動要支援者対策」「物資供給体制の整備」「災害時医療救護」「共助の推進」「ペット同行避難」の6項目を修正の重点検討項目として定め、「世田谷区地域防災計画」の修正作業に入っています。

また、現行の「世田谷区地域防災計画」の策定後に、新庁舎に移転した災害対策本部の強化や、総合防災情報システムの導入、在宅避難の推進、区立施設での充電スポットの整備などに取り組んでいます。

「首都直下地震」への対策は急務であり、区民の皆さんと共に計画のバージョンアップが必要です。「世田谷区地域防災計画(素案)」をご覧ください、より良い計画とするため、ぜひ、皆さんの幅広いご意見・ご提案をお寄せください。



世田谷区長
のぶと
保坂展人

●電話・ファクシミリ番号の市外局番「03」を省略して記載しています。
●本紙は、新聞折込のほか、区施設、駅、郵便局、ファミリーマート等で配布しています。